

会 議 録

1 会議名

令和2年度第2回上越市人にやさしいまちづくり推進会議

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 第4次人にやさしいまちづくり推進計画 令和2年度実施計画進捗状況について（公開）
- (2) 第4次人にやさしいまちづくり推進計画 令和3年度実施計画について（公開）
- (3) その他（公開）

3 開催日時

令和3年3月25日（木）午前10時00分から11時05分まで

4 開催場所

上越市役所木田第1庁舎4階 401会議室

5 傍聴人の数

1人

6 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：青木 美由紀、大山 真鶴佳、桑原 正史、小林 久明、佐藤 邦代、
田中 勝、チャールズ・ストラットン、藤井 和子、松本 明、山岸 実
- ・ 事 務 局：影山自治・市民環境部長
共生まちづくり課 渡邊課長、古川副課長、小川共生係長
- ・ 関 係 課：交通政策課 若山課長、高齢者支援課 橋本副課長、すこやかなくらし
包括支援センター 福田副所長、健康づくり推進課 田中課長、産業政
策課 米山参事、道路課 池田参事、危機管理課 岩崎副課長、都市整
備課 片岡副課長、雪対策室 小山係長

7 発言の内容

- (1) 第4次人にやさしいまちづくり推進計画 令和2年度実施計画進捗状況について
会 長：「第4次人にやさしいまちづくり推進計画 令和2年度実施計画進捗状況
について」事務局は説明をお願いします。

＜事前配付資料1、2に基づき事務局説明＞

松本委員：事業No.2について、障害を持つ方の差別解消に向けた啓発活動の具体的
な内容について教えていただきたいと思います。また、事業No.3につい

て、障害者の方々、ご家族も含めて、相談しやすい環境を整備するとありますが、相談したくてもできない、一步を踏み出せない人への対応の方法について、どのように対策を考えているのかをお聞きします。

共生まちづくり課 渡邊課長：この質問については、担当課が福祉課になりますので、書面で回答させていただきます。

すこやかなくらし包括支援センター 福田副所長：事業 No. 2に関する質問について、福祉課からも改めて文書で回答はありますが、関連がありますので、地域包括支援センターが担う権利擁護の相談窓口について説明いたします。地域包括支援センターでは、令和2年4月から高齢者に加え、障害のある方の相談にも対応することになり、地域包括支援センターのチラシに障害のある方の権利擁護の相談窓口であることも明記し、周知を行っております。次に、事業No.3の障害のある方の相談についてですが、「本人がなかなか相談に行けない」という現状があり、ひきこもりの人なども含め、家族や地域の関係者と協力しながら、丁寧に対応を行っているところです。そのため、専門職の相談対応力の向上が必要になることから、職員への研修等を実施し、対応してまいりたいと考えております。

松本委員：なぜこの質問したかという点、自分から相談に行ける人は、ある程度積極性がある、解決しようという意識があるので問題はないと考えます。また、家族の方が気付いて相談する場合も、比較的問題はないです。家族の方と障害者の方の意見が一致していればよいのですが、例えば保護者が亡くなった場合に、本人1人で成長していかなければならず、その時に、自立心などの部分も含めて、広く人と接することができる環境や相談できる環境を整えていく必要があります。受け皿を作って、相談を受けることに関しては、全く問題ないと思っています。しかし、次のステップとして、本当に必要としている人、積極的になれない人への支援というのを考えていくと、より住みやすいまちになるのではないかと思います。質問させていただきました。

小林委員：事業No.67について、今回の豪雪は、情報発信の方法に相当課題があったと思います。危機管理はいかに早く情報を発信するかが大切であり、防災行政無線或いは防災ラジオで放送していただきたいかったです。新聞報道によりますと、8,000件もの苦情があったとのことですが、初動対応の

方法や対応の遅れが後に影響してきます。雪害で言えば、気象条件、あるいは降積雪状況、除雪体制、除雪の順序、外出自粛の要請、これらは雪害に起因する情報だと思しますので、市民の不安を除去するために、情報発信を早く行えば少しは対処できたと思います。今回、防災行政無線、防災ラジオは一回も使っていないと思います。これは、皆さんの実施項目の中になかったのか、または市役所内で止められたのか、または放送内容が信越通信局に届け出や許可が必要だったのかをまずお聞きします。

危機管理課 岩崎副課長：今回の大雪で、雪関連の情報発信のあり方について問われたケースが多々あり、今般の市議会でも質問があったところです。まず、防災ラジオや防災行政無線の活用について、説明させていただきます。現在、板倉区、中郷区、清里区で防災行政無線の更新工事を実施していますが、13区は全て希望する各世帯に戸別受信機を設置し、通常は行政情報として、ごみの収集や雪の関連情報などを、朝昼晩と定時に放送しています。一方、合併前上越市は、従来から防災ラジオを希望される世帯に設置していることから、区と合併前上越市の通信機器は異なる状況となっております。防災ラジオについては、災害時に強制的に起動させ、最大音量で放送される仕組みとなっており、避難勧告等の緊急情報の発信に活用しています。個別受信機はボリューム調整ができますが、防災ラジオについては、市民の皆さんの命を守る緊急情報を確実に伝えるため、強制的に最大音量でしか流せない仕組みになっています。ご質問にありました外出自粛のお願いや雪関連情報については、区では防災行政無線の戸別受信機を通じて放送していましたが、合併前上越市は、市のホームページ、安全メール、SNSなどの様々な広報媒体を通じて、市民の皆さんに情報発信しました。しかしそこでの課題は、災害関連の情報が、いつ、どのような媒体で発信されるか、市民の皆さんに浸透していなかったということでもあります。今後は、災害等の情報の発信状況について、きちんと周知していきたいと考えております。例えば、防災ラジオでもFM放送を聞くことが可能であり、FM放送の定時放送や特別放送を通じて、雪関連の情報を発信していたのですが、それ自体も知らなかった市民の皆さんも多くいらっしゃいました。市民の皆さんが様々な広報媒体で情報を取得できるよう、情報を「伝える」ではなく「伝わる」

よう、考えて取り組んでいきたいと思っております。

小林委員：合併前上越市と13区では、内容が異なるということですが、今後、機能変更等について検討いただけないか。

危機管理課 岩崎副課長：防災ラジオを更新する際には、機能変更も可能ですので、機会をとらえて、どのような設備を配備していくか、検討していきたいと考えております。

小林委員：今回、これだけ苦情や要望があったことから、今後に向けどう対応するのかを早めに決め、令和4年の予算要望で検討していただきたい。

(2) 第4次人にやさしいまちづくり推進計画 令和3年度実施計画について

会長：「第4次人にやさしいまちづくり推進計画 令和3年度実施計画について」事務局は説明をお願いします。

<事前配付資料1、2に基づき事務局説明>

小林委員：事業No.67について、防災無線、防災ラジオの情報発信の件で、ホームページで市からの情報を検索したのですが、具体的な内容の記述がありませんでした。その中で、大規模な災害の発生情報とは何を含むのでしょうか。その他、緊急・重要性が高い情報も個別に書いてありません。行政の地域性を加えていただき、雪害、或いは土砂災害などを具体的に書いていただきたいと思います。2点目に、防災無線、防災ラジオについて、他市では様々な用途で利用されています。二本松市では、交通情報としてコミュニティバスの運行状況、行政情報では選挙啓発や振込詐欺の注意、定時時報では、市民の歌も流しています。長野県御代田町では、正午のチャイムと同時に「夕焼け小焼け」という歌を流しています。このようなものは信越通信局で制約を受けているのかをお聞かせください。

危機管理課 岩崎副課長：信越通信局の規制については、特に問題ありません。13区の防災行政無線については、朝昼晩の定時に、通常の行政情報に合わせ、今紹介があったような内容も放送しております。合併前上越市では、防災ラジオで運用しており、全世帯に防災行政無線の戸別受信機を導入するには、多額の経費もかかりますことから、今のところの運用は合併前上越市と13区では異なる運用としています。ただし、防災ラジオの電波が届かない一部合併前上越市では戸別受信機を設置しており、13区と同様の運

用は可能です。災害の関連につきましては、今回の大雪も含め、洪水や津波、地震など、災害種別ごとに対応が異なりますことから、わかりやすく市民の皆様にお伝えできるよう検討してまいります。

小林委員：市のパンフレットでは、当初、平時の放送で、ミュージックチャイム、行政広報や各種行事のお知らせなど様々あったのですが、今はもうミュージックチャイムしかありません。行政広報、各種行事のお知らせを削除したのは何か意味があるのでしょうか。

危機管理課 岩崎副課長：チャイムだけでなく、可能であるものは掲載するよう検討してまいります。

小林委員：他市の状況も踏まえ、上越市でも柔軟に考えていただき、改善してください。変えるにしても、多額の予算がかかることは承知しております。単年度ではできないと思いますので、十分検討いただくとともに、市民の皆様への情報周知も適正に行ってください。

松本委員：事業No.13について、支援や助言を行うアドバイザーに関して検討していただきたいのですが、特に、小中高の先生で、子供たちのために自身で知識を身につけるための研修費や書籍購入費は税法上の控除とはなっていませんが、教育長の承認があると経費とすることができます。教育長から承認いただける事項を整理され、少しでも税の還付となることで、より様々な情報や知識を得ることができるので、ご検討いただけるとよいと思います。また、事業No.22について、実施開拓件数、就労先を探すという新しい部分で、今年8件の見込みを立てています。しかし、目標値の記載がないので、数値で1年間の具体的な目標値達成が確認できれば、このような会社が協力してくれたと企業へアピールすることで、より働き場所も確保できると思うので、ご検討ください。

共生まちづくり課 渡邊課長：学校教育課と福祉課にお伝えさせていただきます。

小林委員：事業No.77について、今後、次年度の計画に入る際には、除雪計画を見直していただきたい。市民には、路線名や除雪路線の区分のわからない人が結構います。県道や市道は、例えば、第一種路線なのか二種路線なのかを、ほとんどの方が知らないと思うので、公表していただきたい。着色していただだけでも、これは一種路線、二種路線というのがわかると思います。また除雪車のGPSを活用し、進捗図を公表していただけないでしょうか。

データを見ることで、いつ除雪車が来るのかといった問い合わせは減少するのではないかと思います。市のホームページで着色したものを追加していただきたい。次に、道路の幅員狭い道路では、これだけの降雪になると、ドーザー除雪は無理です。小型ロータリー車であれば歩道でも使えますので、今後増やしていただきたいと思います。通学の車道拡幅にも非常に小回りがきくので使えます。除雪機は冬季間しか使わないため、民間の人が買うには抵抗がありますので、市で買って貸与という形が一番いいかと思います。以前に、小型の除雪機械の無償貸与がありました。機械も高額であり、補助制度はあるものの、個人で持つのは大変ですので貸与を復活していただきたい。更に、一斉雪下ろしにおいては相当課題があると思います。道路除雪とは別体制をとることはできないでしょうか。また、いざという時のために応援協定も検討いただきたい。

雪対策室 小山係長：除雪計画の見直しについて、一種路線から三種路線までありますが、現在は白黒着色しかされていない部分があります。着色できるかどうかは検討してまいります。次に、GPSにつきまして、市民に公開されているところは、青い線で示し、時間がたつにつれて徐々に色が薄れていくようになっており、システム担当と改良について協議してまいります。次に、小型ロータリー車を増やしてはどうかのご意見ですが、購入計画を立てる中で、今後、必要に応じて、検討してまいります。貸与につきまして、数年前までは町内に貸与しておりましたが、全町内にとというのはなかなか難しいところがありますので、今後、検討してまいります。最後に近隣の市町村当との協力体制について、今冬におきましては、緊急的などころもあり、国や県、建設事業者の皆さんと連携しながら、柔軟に対応してきたところであります。国からは、市道除雪の実施や、県と市に機械を貸与していただいたところでもあります。しかし、他の近隣の市町村からの協力については、今年のように同じような豪雪では、協力を得られないところもありますので、今後研究してまいりたいと思っております。

都市整備課 片岡副課長：一斉雪下ろしの際の排雪業者は、市内で5業者選定しております。まず、雪を運び出すためにダンプが必要なので、ダンプを所有している業者でないと、排雪の作業ができません。また、街中の作業は経験がないとできないことから、この5業者は前回、前々回も同一の業者で行

っております。他の業者という話もありましたけれども、外から来た業者がいきなりその街中の作業を実施するには、様々なトラブル等も生じる可能性があることから、基本的には、一斉雪下ろしの排雪については、市内のこの5業者が受け持って進めているところです。また、今冬のような積雪状態になりますと、一斉雪下ろしの排雪作業は、おそらくこの5業者しかできないと思いますので、市道の除排雪をどのような形で応援をいただいて行うのが課題であると思っております。今冬の狭い市道については、上越市管工事業協同組合などの業者から応援をいただきながら、何とかやれたというような状況でしたので、今後もこのような協力体制をもっと強化していくなどの検討を行っていくことになると思います。

松本委員：除雪に関して妙高市と上越市とを比べると、道路の幅や降雪に対しての対応の環境、設備的なものが違うので、同等に比較はできませんが、妙高市の学校はほとんど休業していませんでした。それには二つ理由があり、機械除雪をした後に、近隣の市民が流雪溝を使って対応ができること、消雪パイプの有無の問題も今後、検討される必要があると思います。また、道路除雪初動の段階で1車線しか除雪を行わなかったことで、その後の除雪にも影響し、車すらも出せない状況になりました。これは、技術的な問題だと思います。枝線を除雪する業者に対しての技術力の向上をきちんとすることが必要であると考えます。業者の技術を向上させることで、もう少し雪に対しての対策がしやすくなると思います。更には、市民側の意識についても、待っているだけではなく、ある程度自分たちができる部分は市に全部頼らなくてもできることに気づかせることがまちづくりの一つの手であり、みんなが住みやすくなると思いますのでご検討ください。

雪対策室 小山係長：道路状況に関しては、今年大雪では雪が降った後にまた大雪という悪条件であったことから、なかなか除雪が追いつかなかった面もありますが、業者への指示を早急に対応していく必要があったと思っております。オペ技術の向上については、技術者の年齢層も高くなってお、若い方への技術継承なりがままならないところではありますが、業者に対し後継者育成への意向を伝えていきたいと思っております。

山岸（実）委員：事業には掲載されていないのですが、私の所属している心身障害者福祉団体では、どんどん会員数が減っています。情報発信しようにも、な

かなかできない。個人情報については、民生委員さんからお話を聞くわけにもいかないし、市役所に問い合わせしても教えてもらえない。いかにして、会員を増やしていくかという方法がありません。情報発信の方法として、例えば、広報に少しの余白をいただいてPRしていただくとか、広報を配るときに、私どもが作ったチラシと一緒に配布していただくなどの方法が考えられます。一つの例を挙げますと、身体障害者の方の会は、平成25年には、1,200人の会員がいましたが、今年の1月1日では430人、実に三分の一に減少しました。上越市から1人、800円の支援をいただいているのですが、それも三分の一に減額されてしまいます。固定費の比率が高くなり、様々な事業を行いたくても、実施が難しくなっています。情報発信して、新しい会員を増やしたいと思っています。お亡くなりになる方や施設に入所されているなどで、新しい会員が増えません。どんどん高齢化し、このままでは自然消滅してしまいます。実際、今年3月に13区内の1地区が解散してしまいました。そんな状況ですので、ぜひ、情報発信や予算的な面で、少しご配慮いただければと思っております。

共生まちづくり課 渡邊課長：福祉課へお伝えさせていただきます。

松本委員：誰もが快適に暮らせるまちづくりの、例えば事業No.82で、情報発信の仕方があります。例えば階段の「蹴上げ」ですが、その高さが小学校ですと16センチ、中学校や高校、集会所ですと18センチ、その他の部分が20センチ、一般住宅は23センチで、国や県などの基準で推奨されています。しかし、加齢により、筋力が衰えたり、だんだんと身長が縮まってきたり、足が上げられなくなったりする高齢者が出てきます。そうすると、一般住宅での23センチは高いのです。我が家は16、7センチ位ではじめから設計しました。本来であれば、住宅の設計士が初めから16センチとか18センチぐらいに低く設計しておけば、リフォームは必要ないのです。情報発信の仕方としては、家を建てるときに、階段を低くしておくことメリットや手すりを両方につける場合には幅員を広くしておかないと手に荷物を持って上がっていく時に支障が出るなどの情報を住宅メーカーの設計士に知らせ、情報発信することで、高齢になった時にもリフォームの必要がなくなるのです。また、雪下ろし時に事故を防ぐことができる構造にすることも必要となります。命を守るためにも、情報を発信することが大切です。

あると考えます。

高齢者支援課 橋本副課長：近年、介護保険の住宅改修を取り扱う事業所が増えてきており、高齢者支援課においても住宅改修等適正化推進員を配置し、利用者の身体の状態にあった住宅改修になるよう支援しております。委員ご意見の高齢になったときの体の機能が低下をあらかじめ想定した家の設計に関しては、どこまで関われるかわかりませんが、高齢者と接する機会も何かとございますので、検討していきたいと考えております。

共生まちづくり課 渡邊課長：私どもも、今年は新型コロナ感染症の関係でなかなかできなかったのですが、建築士会の方々と、ユニバーサルデザインについてお話をする機会もございますので、そうした場面をとらえながら、少しずつ啓発していきたいと考えております。

チャールズ委員：事業No.6の、上越国際交流協会に委託した外国人相談について、1年前にも同じような質問をしたと思うのですが、相談の時間帯について、月曜日から金曜日の10時から17時までになりました。令和3年度もその予定のようですが、その時間帯は適当かどうかお聞きします。外国人も勤めておられ、その時間帯に行けるかという点と困難であると思います。実際話を聞くと、時間外に個人で相談を受けている職員もいるようですが、いかがでしょうか。

共生まちづくり課 渡邊課長：上越国際交流協会へ委託している外国人相談の時間は、10時から17時で、12時から13時はやっておりません。その他に、事前にご連絡いただければ、時間外に相談を受けさせていただくというような体制をとっております。事前に、例えば土曜日の何時ぐらいというようにご連絡いただければ、相談対応させていただくということになっております。

チャールズ委員：相談員の人数が減って、相談の日数が増えたのでしょうか。

共生まちづくり課 古川副課長：以前は、月曜、木曜日の13時から17時、土曜日の9時から13時と時間限定でしたが、現在は基本的にはフルタイムで対応する体制に見直しました。必ず1人は対応できるようにしており、英語や中国語、やさしい日本語を基本に対応できるようにしています。人数的には、以前に比べ増えたという認識でよろしいかと思えます。

チャールズ委員：オンライン対応もあるかもしれないとも聞いておりますが、市の方

がそれをご存知ですか。

共生まちづくり課 渡邊課長：外国人相談のツールの一つにオンライン対応を加え、運用を始めたところでもあります。オンラインでの対応については、ホームページから予約を行い、時間を決めてオンラインで相談を受ける仕組みとしております。

チャールズ委員：事業No.67の災害ハザードマップ、ガイドブックに関して、多言語で作成していると思います。外国人は人口的には少ないですが、命に関わるもので、大事な情報であると思います。日本語のハザードマップは、先日、家に届きましたが、外国人への配布はどのような予定ですか。

共生まちづくり課 渡邊課長：ハザードマップの多言語版は、冊子としてお配りすることは考えておらず、データとして、皆さんに見ていただけるよう、「カタログポケット」というアプリを使い、配信することとしております。アプリでは、広報上越なども10言語で見られるようになっております。外国人のみの世帯の皆さんに、アプリの導入についての文書を昨年中に送付したところでもあります。また、市民課の窓口に住民登録にこられた方には、「カタログポケット」のQRコードをお配りしております。今後も、広報などでお知らせしながら、外国人の皆様にも、情報が伝わるよう努めてまいりたいと考えております。

会 長：本日は、様々なご意見、ご提案をいただきました。事務局には、今ほどの審議を踏まえた計画づくり、事業の実施に取り組んでいただくこととし、本日の議事はこれで終了とさせていただきます。

(3) その他

事務局：この際に皆様から何か意見はございますか。

<意見なし>

事務局：ではないようですので、本日の、そして本年度の審議会はこれで終了となります。皆様からは2年間、人にやさしいまちづくり推進委員として、市の施策等に貴重なご意見をいただきまして大変ありがとうございました。今後も継続して、委員をお努めいただく方につきましては、次年度は、第5次人にやさしいまちづくり推進計画の策定の年になりますので、4回の審議会を計画しております。引き続きよろしく願いいたします。また今期にて退任される委員の皆様におかれましては、これまでのご尽力

に感謝申し上げますとともに、今後とも当市の人にやさしいまちづくりの施策にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。それでは以上をもちまして本日の会議を閉会とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

8 問合せ先

自治・市民環境部共生まちづくり課

TEL : 025-526-5111 (内線 1396) E-mail : kyousei@city.joetsu.lg.jp

9 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。

書面回答とした案件は、回答書を会議資料に添付しています。